

# 1 ふくしま観光復興促進特区

## 県と51市町村の共同申請

### 目的

東日本大震災により観光関連産業が大きな影響を受けたことから、観光関連産業の集積を行い、県内の多くの観光拠点に観光客の集客を促進することにより、震災からの復興に止まらないさらなる地域経済活性化及び観光関連産業に係る雇用の確保を図る。

### 区域

県内51市町村において観光資源を活用して観光関連産業が集積する区域を観光関連産業集積区域として設定

### 業種

1「歴史・文化・体験」、2「ふくしまの花に代表される自然」、3「温泉」、4「娯楽業(アクティビティ)」という4つのカテゴリーを設定し、それらの地域資源を活用する取組を行うことにより観光関連産業の集積を図る。  
(対象業種 宿泊、飲食、娯楽等のサービス業、観光客を対象とする店舗等の小売業、など 35業種)

## 投資や雇用を行う事業所が対象

### 税制優遇

#### ①新規立地促進税制

新規立地新設企業の法人税を実質5年間無税

#### ②事業用設備等に係る特別償却等

機械・装置、建物の投資に係る特別償却・税額控除

#### ③法人税の特別控除

被災被用者の給与等支給額の10%を税額控除

#### ④地方税の課税免除又は不均一課税

施設・設備の新・増設による事業税・不動産取得税・固定資産税の課税免除・不均一課税

選択適用

## 福島県復興推進計画における対象業種表

	福島県復興推進計画の対象業種
① それ自体が観光資源となる業種	娯楽業 スポーツ・健康教授業 その他の教養・技能教授業 その他の公衆浴場業 その他の洗濯・理容・美容・浴場業 結婚式場 病院 療術業 集会場 河川水運業 湖沼水運業 花・植木小売業 博物館，美術館 動物園，植物園，水族館 外国語会話教授業
② 観光客の滞在に不可欠である衣食住に係るサービスを提供する業種・観光客の活動を補助し利便性を高める業種	織物・衣服・身の回り品小売業（呉服・服地・寝具小売業を除く。） スポーツ用品・がん具・娯楽用品・楽器小売業 飲食料品小売業 自動車賃貸業 スポーツ・娯楽用品賃貸業 旅行業 デザイン業 通訳業，通訳案内業 広告業 写真業 宿泊業 飲食店 持ち帰り・配食サービス業 洗濯業 物品預り業 索道業 他に分類されない道路旅客運送業
③ 観光地の魅力を高める土産物を扱う業種	医薬品・化粧品小売業 書籍・文房具小売業 じゅう器小売業

35業種

